



体 協 第 490 号
令和 2 年 2 月 2 5 日

鳥取県知事 平井伸治 様

公益財団法人鳥取県体育協会
会 長 中 永 廣 樹



令和 2 年度事業計画書について（提出）

このことについて、鳥取県立米子産業体育館の管理運営に関する協定書第 19 条の規定に
基づき別紙のとおり提出します。

令和 2 年度

鳥取県立米子産業体育館
委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の方針

県民の誰もが安心して快適に利用でき、県内のスポーツ振興の拠点となる施設、文化・産業の振興に貢献する施設として、施設の設置目的を十分に認識しながら、鳥取県と連携し、多くの県民の皆様に利用していただくよう「顧客満足度が高く、かつ費用対効果の高い、迅速・丁寧な・思いやりのあるおもてなし」を基本理念とし、次の12項目を管理運営の基本方針とします。

① 公正な利用を確保しながら安全で安心していただける施設管理

コンプライアンスによる公平な利用の確保とユニバーサルデザイン化による年齢・性別・障がいの有無・国籍などによるハンディを克服し、職員全員が、当館の設置目的や関連規定について理解し、施設運営をおこないます。

ア 誰もが公平に利用できるための条例等の理解

地方自治法を含めた関係法令にもとづき、適正な利用許可や調整をおこない、公平性を確保します。

イ 利用の許可について

産業体育館設置条例第6条の規定に基づき、利用の許可をおこないます。

ウ 利用の制限などについて

産業体育館設置条例第7条の規定に基づき、該当する者又はそのおそれのある者に対して、米子産業体育館への入館を拒みまたは退去を命ずることができること。

エ 措置命令

産業体育館設置条例第8条の規定に基づき、適正な管理をはかるため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができること。

オ 利用許可の取消し

産業体育館設置条例第9条の規定に基づき、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができること。

- ・産業体育館設置条例若しくは規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- ・措置命令に従わないとき
- ・利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- ・利用許可の条件に違反したとき。
- ・詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- ・産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

カ 優先利用の受付について

優先利用の調整にあたっては、仕様書および鳥取県立米子産業体育館利用申込マニュアルにしたがっておこないます。

キ 減免利用の受付について

減免措置や利用料金の受領においても関係法令の遵守や仕様書にのっとり公平公正に取り扱います。

ク 人権尊重のための職員研修

年 2 回の人権研修参加を義務づけ、さらに次期指定管理期間にも「鳥取県人権施策基本方針」「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」などを積極的に推進し、障がいなどの有無にかかわらず気軽にご利用いただける施設にします。

ケ 適正な利用許可と予約システムの運用体制

産業体育館設置条例第 6 条の規定および仕様書に基づき適正な利用許可をおこないます。

② お客さまへのサービスの提供

ア 施設の機能を十分に活かし、お客さま本位のサービスを提供します。すべてのお客さまに満足していただけるよう、明るく親しみのある接客・接遇をおこないます。

イ 競技団体等と連携し、各種大会やイベント等の開催・誘致等に取り組みます。

ウ 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」などの開催を契機として、子ども達がトップアスリートに触れることで、夢や感動を与えられる機会を提供します。

エ 「鳥取県スポーツ推進計画」の基本方針にそって、さまざまな年齢層に対応したスポーツ・運動教室を開催します。

オ 来館者に快適な環境を提供するよう環境衛生の徹底を心掛け、くつろげる空間を創出し、親しみをもっていただける施設にします。

カ 障がいの有無や性別等に関係なく、だれでも気軽に利用できる施設にします。

キ だれでも気軽に産業体育館をご利用いただけるように、ホールなどを利用して、写真や絵画のギャラリーとして提供し県民の憩いの場として活用します。

③ 収入の確保と経費の削減

指定管理者制度の導入意義として、『財政支出の縮減』と『施設の設置目的の達成』を図ると捉えています。

ア 簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行います。

イ 冷温水機の燃料（A 重油）については 3 社見積りを徹底し、仕入業者拡大と費用削減を図ります。

④ 鳥取県の施策と連携した施設管理

わたしたちは、鳥取県のパートナーとして施設運営に携わることで、地域社会の課題を克服し、鳥取県との対話を密にして連携を確保し、相互の理解と知識、ノウハウを結

集した事業を協働しておこなうことにより、新たな県民サービスの創出と地域の活性化をめざします。

⑤ 本県スポーツ・産業の普及・振興や県民の健康増進の推進

本県のスポーツ振興事業をおこなっていくうえで、本会加盟団体との連携が欠かせません。今後も県内競技団体等との関係を強化し、本会加盟団体の主催する大会などへ審判・講師の派遣協力や競技力向上のための大会・講習会の開催に協力します。また、本会加盟団体の協力を受けての体験会などを開催することにより、一層のスポーツの普及・振興に力をいれていきます。

⑥ 地域や法人等と連携した施設管理

- ア 地域の声を反映する施設管理につとめ、地域の活性化に貢献します。
- イ 地域ボランティアや NPO 法人と連携した施設の美化活動などに取り組みます。
- ウ ケヤキ通り振興会と連携した祭りの開催や、清掃活動を行います。
- エ 地域の学校や保育園、幼稚園、公民館と連携し、運動指導・部活指導などに職員を派遣します。

⑦ 省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境に配慮した施設管理

- ア 鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）を実践し、環境に配慮した管理運営につとめます。
- イ 省資源、省エネルギー。リサイクル活動の実践や環境に配慮した施設運営をおこないます。
- ウ 館内に設置してある蛍光灯照明を環境にやさしい LED 照明に取り換えるなど、ランニングコストが高い設備の廃止、または高効率・省エネ型機器への更新に取り組みます。
- エ アイドリングストップの協力・理解をいただくよう啓発につとめます。

⑧ 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営

- ア 長年にわたる施設管理をとおして蓄積した経験・ノウハウを生かした管理運営をおこないます。
- イ 体育協会として、多くの加盟団体や専門知識・技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して管理運営を行います。
- ウ お客さまや関係団体との信頼関係を大切に、ご意見ご要望に応える管理運営を行います。

⑨ 法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営

ア すべての職員が個人情報の適切な管理など、法令を遵守した管理運営をおこないます。

イ PDCA サイクルにより自己評価をおこないます。

ウ 外部の方による評価委員会を設置して管理運営に関する意見をいただきます。

エ 外部講師、業務委託業者も指定管理業務におけるパートナーとして職員と同様、個人情報の適切な管理等、法令の遵守を徹底します。

⑩ 職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い施設管理

ア 優秀な職員確保やモチベーションの向上のため、継続雇用を柱とした任用につとめます。

イ 男女共同参画推進企業の認定を受けるなどして、職員の育児休暇の取得や介護について積極的に支援します。

ウ 産休・育休の取得を推進し、女性はもちろん男性の育児休暇取得ができる環境づくりをおこないます。

エ 職員のワーク・ライフ・バランスの向上を推進し、積極的な年次有給の取得など、仕事と生活が両立できるようつとめます。

オ 職員の年次有給休暇取得率を 2020 年までに政府目標である 70%に達するよう、積極的な年次有給取得を推進します。

⑪ スポーツ・産業振興に関する積極的な情報提供・公開

ア インターネットを利用したスポーツ・産業に関する情報提供・公開を積極的におこない、より多くの方に情報提供します。

イ SNS によるイベントやスポーツ・産業の情報を積極的に発信します。

ウ スポーツ教室参加者へのメールによる情報提供を推進し、迅速な連絡がおこなえるようにします。

エ 各関係団体や管理施設と協力し、スポーツ情報の提供をおこないます。

⑫ 障がい者の暮らしやすい社会づくりの推進

ア 障がい者の職場体験、実習の場として積極的な受け入れを推進します。

イ 障がい者就労施設などからの物品購入を積極的におこない、障がい者就労施設の受注機会を確保します。

ウ 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会等と連携し、障がい者を対象としたスポーツ教室や交流スポーツイベントを開催します。

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

① スポーツを中心とした施設効用の発揮

当館の効用を発揮するために、施設の安全性についてはもちろんのこと、コンプライアンスやスポーツ基本法、鳥取県の政策・施策をしっかりと理解し、以下の取り組みをおこないます。

ア 施設価値を高める取り組み

スポーツを通じてお客さまのニーズや周辺地区からの要請、鳥取県の政策・施策に対し、これまで当館でおこなってきたサービスの拡充をはかるとともに、施設価値を高めます。

イ スポーツを通じた県民の健康増進策の必要性

高齢化社会に伴う医療費の増加を抑制し、県民の健康寿命を延ばすためにも幅広い世代に対して、身近にスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

ウ スポーツに親しむ環境づくり

気軽に米子産業体育館に足を運んでいただけるように、様々なニーズに応えられるフィットネスルームの設置や親子で楽しめるキッズルームの設置、ロビーの空きスペースを活用し地域住民の憩いの場として作品展示などのギャラリー機能をもったコミュニティスペースの提供ができるようにします。

エ ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

当館のスポーツ教室を拡充し、地域住民を対象とした出張教室の開催や競技初心者でも参加できる館長杯をはじめとするさまざまなイベントを充実させます。

オ 障がい者スポーツの普及と振興

職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がい者スポーツへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムを実施します。また、障がい者のスポーツ・レクリエーション機会の充実のために、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会と連携します。

カ スポーツによる地域・経済の活性化

当館は海外からの玄関口である境港、米子空港からのアクセスがよいことを活かし、スポーツツーリズム、地域・経済の活性化を推進します。

② 明るく親しみのある施設

奉仕の精神や共生の理念で、さらに優れた接客接遇に努めることにより、サービス向上を図ります。

③ 誰もが安心して利用できる施設づくり

全ての方が快適に利用できる様、どの人にとっても「当たり前のことを当たり前」を実現する理念にもとづき、『公共サービス窓口における配慮マニュアル』に準拠した心のこもったサービスに取り組んでいきます。

ア 快適な施設利用のためのワンストップサービスの提供

はじめて利用される方でも気軽に利用できるよう、施設の利用方法や実施している事業等について分かりやすく案内やわずらわしい手続きなどの簡素化など、ワンストップサービスの徹底に取り組んでいきます。総合受付にはコンシェルジュ機能を有し、当館以外の県内スポーツ施設、文化施設の公共施設情報等、お客さまが気軽に何でも相談できる体制づくりに取り組んでいきます。当館の利用や業務内容等の案内はもちろん、ネットを活用した他の施設のインフォメーション機能を持たせ、お客さまが困っている場合のヘルプデスクの役割の実現に向け取り組んでいきます。

イ その他の取り組み

- ・ 障がい者、高齢者により気軽に利用していただけるように、減免制度の充実などを実施します。

・ ハラル認証商品の準備

ムスリムのお客さまが当館で体調を崩された場合の栄養補給のために、ハラル認証を受けた食品飲料を常備します。

・ 補助犬のサポート

「補助犬は障がい者の身体の一部でありそれを拒むことは障がい者の社会生活を否定することにもなる」ということが、多くの人々の共通認識となるように努めます。身体障がい者補助犬法が社会に浸透していくように、啓発活動や募金活動に取り組めます。

・ 認知症サポーターを配置します

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者、認知症サポーターを配置します。

・ 授乳スペースの確保

お子様連れのお客さまに安心して利用していただけるよう、内側から施錠のできる授乳スペースを確保し、お客さまに周知します。また事務室にミルク用のお湯を準備します。

・ 除雪作業

仕様書に則った除雪作業降雪時には、必要に応じ仕様書に沿った除雪作業を行います。

・ 地域の犯罪抑止への協力

子どもが安心して通学できる環境づくりのための「こどもかけこみ 110 番」に施設登録し、地域と連携した活動に取り組んでいます。

④ 安全性を向上させるための環境づくり

誰でも安全・安心に施設を利用いただくために、施設内を常に清潔に保ちます。施設の瑕疵（かし）などでのケガの予防を徹底し、快適に施設を利用できる環境をつくりまします。また、これまでに起こった取り組みについてさらに充実し、新たな要望に対しては、可能な限り迅速な対応をします。

ア 誰にでも安全・安心で快適な環境づくり

当館はバリアフリーに対応しており、年齢や障がいの有無にかかわらず利用できます。また、安全にご利用いただけるように日々の巡回や安全対策を強化します。

イ 施設の特성에 応じた安全利用の確保

- ・巡回と点検の実施による安全・安心な施設の提供
- ・施設・設備を利用するための準備や片づけに関する説明と補助
- ・熱中症対策
- ・健康コーナーの設置
- ・感染症予防に関する対策
- ・スポーツ教室事業での安全対策
- ・職員の危機管理対策の徹底

ウ 緊急時の即応体制の構築と維持

事故や災害時に館長を危機管理責任者とし、体育協会事務局や他の管理施設と綿密な連絡体制をとり、米子警察署や米子消防署、医療機関などと連携した即応体制を構築します。さらに、平時から職員が緊急時に即応できるよう応急処置や避難誘導訓練をおこなうことで、安全・安心な施設として管理運営します。

⑤ 様々なニーズを考慮したトレーニング機器の配置（フィットネスルーム）

利用者アンケートや要望に基づいたトレーニング機器を配置し、年齢・性別等を問わず誰でも安心して利用できる施設運営に取り組みます。

⑥ 自動販売機の維持

売り切れ、空き缶の乱雑等でお客さまに迷惑をかけないように設置業者にイベント、大会等の情報を適時提供します。

⑦ キッズルームの設置

子育てサービスの充実の推進を図るためキッズルームを設置し、子育て支援に優しい施設運営を目指します。

⑧ 遊休場所の有効利用（遊休場所は、1階ホール、花壇、駐車場、控室）

ア 1階ホールの有効利用

お客さまからの要望が高いギャラリー機能をもったスペースの無料開放や、催し物の開催を計画します。

イ 花壇の有効活用

鳥取県らしい割れ窓理論に基づく地域の防犯力を高めるための取り組み「地域の防犯力向上推進事業」を念頭に、学校教育の活動の場としてとらえ、福米中学校区のボランティア活動を通じ花壇づくりに取り組みます。

ウ 駐車場の有効活用

中古車のオークションやケヤキ通り祭り等、ある程度のスペースを必要とする催物に利用していただきます。

エ 地域との絆つくりのため、近隣の学校の催事、スポーツ大会参加のためのバス等への乗降やラジオ体操、その他自治会の活動の場として提供します。

オ 控室の無料提供

控室を大体育館等の利用の際、食事場所、集計場、ミーティング場所として無料で開放します。

⑨ 利用者の利便に供するもの

ア 教室参加料金の口座引き落としサービス

イ 荷物の配達サービスを実施

ウ バドミントンラケット張り替えのための一時預かりサービス

エ 専門性を活かした競技用具のワークショップを開催

オ 湯沸しポット、湯呑み、水差し、コップ等の無料貸し出しサービス

カ タクシー、出前弁当の案内

キ 医療機関の案内

ク 有料コピー、有料ファックスサービス

ケ 延長コードの無料貸し出しサービス

コ 道案内サービス

サ 応急手当で用冷却材及び応急手当物品の無料提供サービス

シ 老眼鏡無料貸し出しサービス

ス 台車の無料貸し出しサービス

セ 車いすの無料貸し出しサービス

ソ 幼児用補助便座の貸し出し

タ プロジェクター、ホワイトボード、スクリーンの無料貸し出しサービス

チ 突然の雨のための傘の無料貸し出しサービス

ツ お客さまの体調管理の気づきのための測定器の設置

(体重計、体脂肪計、血圧計、心拍計、体温計)

テ ウォータークーラーの設置

ト ベビーベッドの設置

⑩ スポーツ用具等の貸し出し及び指導サービス

ニュースポーツの用具貸出しを随時受付します。またニュースポーツの普及と進行を図るため、利用方法の説明や指導をあわせて行います。

⑪ 地域・競技団体との連携

周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、体制確立に向けて総力を挙げて取組んでまいります。

ア 周辺地域・関係団体との連携を進めます。

周辺住民の健康増進や地域活性化に向け、スポーツ教室等自主事業の拡充、地域の団体によるイベント開催の支援、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい、コミュニケーション交流に積極的に取り組みます。関係団体と健康・スポーツ団体への運営支援や情報交流機会の拡充・イベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、展示会開催など多角的な連携を図っていきます。また、近隣の小・中・高等学校と連携し、総合的学習の時間における職場体験活動の受け入れや、実習の受け入れ、敷地内花壇をボランティア活動の場として提供し地域の学校教育にも積極的に協力します。

イ 加盟団体との連携を強化します。

公益財団法人鳥取県体育協会に加盟していただいている加盟団体66団体に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等を依頼するとともに、各団体の動員力等を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者数増加への方策などの協力体制を継続します。

ウ 地域への経済的な波及効果を高めます。

スタッフの県内からの雇用、県内事業者からの備品・消耗品等の積極的な調達、外部委託業務の県内企業の活用、事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みのための展示会誘致などの具体的な取り組みを通し、県内経済活動の活性化に取り組みます。

エ 地域への社会的波及効果を高めます。

地域への社会的波及効果を高めるため、環境保全活動をはじめ、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着やフィットネスルーム設置による生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減につながる事業に取り組みます。

オ 競技団体との連携強化を確実に行います。

主たる大会の主催スポーツ団体である、鳥取県体操協会、鳥取県バドミントン協会等は、本会の加盟団体であり、大会利用時に関する要望等を十分に把握しております。競技団体との連携を深めながら、大会運営をスムーズに進行していけるよう、

競技に精通した職員を配置し、大会等のサポートをしていきます。

⑫ 利用者の平等利用の確保

誰もが安心して平等に利用できる環境を創出し続けます。

⑬ 公平公正な管理運営

ア 鳥取県の管理代行者として、利用者の平等利用を確保するために、関係法令等に従い、提供するサービス・プログラム・料金等のソフト面や使いやすさ・安全性・館内案内等のハード面について、公平・公正な管理運営をします。

イ 公平利用を確保するため、法令遵守とあわせて、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、気軽にご利用いただける施設にしていきます。そこで、ユニバーサルデザインの7原則にのっとり、誰にでも利用しやすい施設を目指したユニバーサルサービスを提供し、どなたでも利用しやすい環境をつくります。

⑭ 反社会的勢力への対応

公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められるときなどの場合は、利用を許可しないことや利用の制限をおこないます。

⑮ 施設情報の積極的な公開

現在までに、スポーツ情報などを当館ホームページに掲載、紙ベースでの広報誌の発行、地域や学校などへチラシ配布などをおこなってきました。SNS（Facebook など）を積極的に活用し、さらに幅広いターゲットに向けて情報発信に取り組みます。

ア ウェブアクセシビリティに対応したホームページのリニューアル

本会が管理運営する各施設の現在開設しているホームページにおいては、スポーツ大会や各種教室情報を発信し、県民のスポーツ活動をサポートしています。近年の情報機器の発展を背景に幅広い年齢層でインターネットへの接触率が高まり、高齢者や障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指します。

そのため、総務省が推奨しているウェブアクセシビリティに配慮し、どのような利用環境においても、お客さまに対して同じように情報が伝わり、情報を入手したり、サービスを利用したりできるよう、各ガイドラインや規格（日本工業規格（JIS X 8341-3:2016））を遵守した情報発信に努めます。

イ SNS による情報提供・公開

施設の最新情報をいち早くお客さまに提供するために、SNS（FaceBook・Instagram）を活用し、県民のみなさまをはじめとした幅広い年代や県内外の方々に、産業体育館をより身近に感じていただけるようにします。

ウ 紙ベースでの情報提供・公開の継続

インターネットなどの扱いが苦手な方や高齢者やこども向けに、チラシの配布や館内「情報コーナー」の設置など紙ベースでの広報活動を継続しておこないます。

⑩ とっとり県民の日の無料開放

仕様書に従い、毎年9月12日のとっとり県民の日、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。なお、専用利用にあつては、ふさわしい行事を行う場合に限りまゝ。県民の日の趣旨を周知するため、その趣旨を無料の案内とともに掲示します。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

次期指定管理に臨むにあたり、ひとりでも多くのお客さまの生の声を収集し、お客さまのニーズに合わせた管理運営をおこない、お客さま満足度の向上を目指します。

① 要望の把握方法

お客さまの声をより多く収集し、管理運営に反映します。

ア 「意見箱」、「いいねBOX」の設置

直接スタッフに申し出がない意見も、個人の特定せずに伺うことができる「意見箱」を設置します。また、管理運営の方針に対する好感度を測る指標として「いいねBOX」を設置します。巡回のたびにチェックし意見について速やかに検討します。

イ アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を実施し、分析・評価します。結果は直ちに業務マニュアル等の運営改善に役立てるのはもちろんのこと、以後の事業計画の参考にするなど活用します。

ウ 年間調整会、月間体育館調整会によりお客さまの要望を把握し、短期・中長期の計画検討材料とします。

エ 相談窓口を設置し、さまざまな相談に応じます。

オ 職員が自ら施設を利用し、お客さまの立場に立った視点を持ち、接遇等の業務に役立てます。

カ 他の管理施設の利用状況等を視察・マーケティング調査し、管理運営の向上に努めます。

② 要望への対応方針

ア 要望に対する対応の流れ

寄せられた要望を分析・検討し、本会で対応できる要望と県との協議が必要な要望を分けたうえで対応します。

イ 潜在的利用者の把握と自主事業の対応方針

- ・潜在顧客の見える化

③ モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点をもったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出し、改善していきます。

ア モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全面的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために、また本会の法人目的を達成するために、様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画を立て、実施していきます。

イ 各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、鳥取県に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告を行います。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

誰もが安心して利用できる施設づくりは、施設運営をおこなうにあたって最も基本的な事項であるとともに、最大のサービスであると考えています。安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、次の4点を基本として施設管理に取り組みます。

① 安心安全な施設管理

わたしたちは米子産業体育館が開館して以来、蓄積してきた管理運営に関する豊富な経験とスポーツの専門職員による知識を活かして、恒常的に業務改善をする体制をつくり、安心安全な施設管理をします。

ア 施設・設備による事故を未然に防ぐために

スポーツ活動に欠かせない器具、施設の運営に欠かせない設備など、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。施設管理マニュアルにもとづき設備・備品などの点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるようつとめます。

イ 安全対策の徹底

施設の破損などによる事故を未然に防ぐための巡視・巡回や施設・設備の点検、専門業者による検査を徹底し、些細な異常や違和感を早期発見し対応します。

ウ 修繕計画

・施設点検マニュアルにより点検をおこない、PDCA サイクルにより優先順位をつけ、お客さまの安全利用に努めます。

・施設の経年劣化にともなう設備機器の更新および修繕の範囲が指定管理者の負担を超える場合は、県へ報告し協議します。

エ 迅速な補修の実施

異常が発見された箇所は、職員が対応可能なものであればすぐに補修をおこない、安全に使用できるようにします。職員がすぐに対応できないものについては、破損箇所に近づかないように間仕切りなどをし、専門業者に補修を依頼し対応します。

② 清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）

お客さまへ気持ちよく利用していただくため、清潔な環境衛生・美観の維持をはかります。また、清掃計画により利用の妨げにならないよう、利用状況に合わせて柔軟な対応をします。日常清掃のほか、月単位のワックスなどの定期清掃、天井・壁などの特別清掃をおこなうなどして清潔な施設にします。

また、清掃時は節水を心がけるとともに、繁忙期、閑散期を見極め清掃スタッフの増減を実施し、コスト削減および適正な効率のよいスタッフ配置による清掃をおこないます。また、産業体育館職員も必要に応じ清掃作業をサポートします。

ア 清潔な環境確保のための実施策

できる限り施設内外の清掃は職員でおこないます。また、ボランティアやお客さまとも協力しながらに清潔な環境を保ちます。

イ 適切な維持管理

建築物環境衛生管理技術者のもとに、維持管理業務全般の計画、実施、チェック、改善に取り組みます。

ウ 清掃業務における運用方針

- ・マニュアル、清掃基準表に基づき実施
- ・業務評価表により定期的に検査を行う
- ・利用の多い時間帯を避けて実施する
- ・環境にやさしい洗剤、ワックスを使用する

③ 施設設備の長期安定使用のための維持管理

日常点検、定期点検、使用頻度などの各種データから最適な点検・保全計画を作成します。そして突発的な故障をできるだけ減らす予防保全に重点を置き、長期におけるコスト削減と信頼性の高い維持管理をおこないます。また、施設設備を長期に安定使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受けます。そして、施設、設備、貸し出し用具の保守管理を十分おこないます。

④ 環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動などにより、環境に配慮した運営が評価され、平成 25 年 9 月に「鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）」の認定施設に認定されました。また、毎年度の定期審査を受けましたが、特段の指摘事項はなく、適正に実践しているとの評価を受けました。環境配慮活動は、パリ協定（気候変動）により世界的に取り組まれています。日本は、2030 年度までに 2013 年度比で 26%の CO2 削減を目標としていることから、今後も施設職員だけでなく、お客さまにもご理解いただき、職員とお客さまが一体となった環境に配慮した施設運営を目指し、エコオフィス化へ次のように取り組みます。

ア 環境配慮活動の実施策

冷房・暖房等に頼りすぎず、働きやすく快適な格好で過ごす「クールビズ」「ウォームビズ」を実践し、冷房 28℃、暖房 19℃に設定することで、冷やしすぎ、暖めすぎに注意します。設定温度を 1 度変更するだけで、冷房時には約 10%、暖房時には約 13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し、室温の上昇や低下をおさえます。

イ 地球温暖化対策

地球温暖化対策として、アイドリングストップを実行していくために、職員の意

識改革および館内掲示等により広く啓発していきます。また、排気ガス削減のため、可能な範囲で職員の自転車通勤を推奨します。

ウ エコ製品の購入

平成 13 年 4 月 1 日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が施行され、これにともなって『鳥取県グリーン購入基本方針』が策定されました。これにより、取り組み内容を強化して推進することとし、物品などの調達にあたっては環境に配慮した商品を優先的に購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできるかぎり環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギースターロゴ」など、環境物品を選択します。

エ こまめな消灯の実施

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウンなど節電を徹底します。

オ 夏至、七夕ライトダウンキャンペーンへ参加

環境省の行う、地球温暖化防止のための「CO2 削減／ライトダウンキャンペーン」に参加と啓発に協力します。

カ 節水の取り組み

毎日水量を計測し使用量を把握するとともに、水道栓の止水コマを節水型に交換する、また節水啓発の表示を掲示するなど必要最小限の使用で運営できるようお客さまに促します。

キ リサイクル活動の推進

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ）を、お客さまと協働して回収し、リサイクル運動を推進します。また、「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。

ク テニスボールの再利用

テニスボールは、椅子から出る騒音を減らすなど再利用できます。テニスボールを収集し、必要とする近隣の学校へ提供します。

ケ 落ち葉等の再利用

- ・落ち葉や草刈り等で出た草を堆肥化し、施設内花壇で使用します。
- ・剪定によりでた枝はガーデンシュレッダーを使い、小さく粉砕し同様に堆肥化し、再利用します。

コ 環境に配慮した施設運営

新採用職員を対象とした、環境管理基礎研修や全職員を対象とした環境配慮研修をおこないます。また、鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4 つの R】」などの県民運動定着事業の実践事業所として、県民（お客さま）と一体となり推進

します。循環型社会構築を図る廃棄物を出さない持続可能な社会を実現して「4つのR」を推奨します。

サ LED化の推進

快適な運動環境を実現するために、可能なかぎり施設の照明のLED化を推進し、とくに点灯時間が長い、消費電力が大きいといった箇所については、積極的にLED化を推進し、明るく利用しやすい環境づくりとコスト削減をはかります。

シ 次世代エネルギー導入の推進

太陽光発電システムなどの次世代エネルギーの導入を積極的に推進し、コスト削減と二酸化炭素の排出量をおさえます。また、鳥取県が「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」で、公共施設などにおける積極的な再生可能エネルギー等の導入と、効率的なエネルギー利用による社会システムの転換により、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現とともに、安全・安心な暮らしを実現していくことを推進しています。そこで、太陽光発電と次世代自動車（EV・PHVなど）の連携による事業を県と連携し、積極的に導入を推進します。

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより一体となった管理をおこないます。

(外部委託業務)

業務名	業者名
警備委託	ALSOK 山陰（株）
清掃作業	東亜建物管理（株）
消防設備保守	（株）吉備総合電設 米子営業所
冷温水機保守	荏原冷熱システム（株）中国営業所
自動ドア保守	山陰エレベータ（株） ナブコドア（株）松江営業所
空調用自動制御機器保守	島根電工（株）
電気工作物保安業務	（一財）中国電気保安協会
塵芥回収処理委託業務	（有）淀江清掃社
エレベーター保守点検	日本オーチス・エレベータ（株）中国支店
吊物設備保守	入札により決定

※委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注につとめます。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者への発注し、やむを得ず県外事業者への発注する必要があるときは、あらかじめ県と協議します。

(3) 修繕、植栽管理に対する考え方

簡単な修繕、除草、草刈り等職員でできるは積極的に行います。このことにより修繕費、植栽委託費の節減になります。また職員の設備に対する基礎知識、施設に対する美化意識の向上につながります。

4 料金設定

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例第 10 条,11 条にある利用料金や利用料金減免を、知事の承認で定められた内容に沿って取り組んでいきます。

(1) 開館時間の考え方と設定内容

現在の利用時間は、施設の事前点検の必要性、県民にも広く周知・理解されていますので、現行どおり午前 9 時から午後 10 時までとします。しかし管理上や大会など開催のため主催者からの要望があれば、早朝開館など臨時的に開閉館時間を変更します。

(2) 休館日の考え方と設定内容

仕様書に従い、現行通り午前 9 時から、午後 10 時までとします。ただし、大会・催事等の運営上、開館時間の変更要望があれば、臨時的に対応します。

休館日・毎月第 3 水曜日

- ・ 1 月 1 日から 1 月 3 日
- ・ 12 月 29 日から 12 月 31 日

設備メンテナンスのため現行通り、毎月 1 回第 3 水曜日を休館日とします。なお、管理上や大会主催者からの要望により臨時開館します。また、休館日に業者が点検、保守のため入館する場合、職員が必ず立ち合います。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

鳥取県立米子産業体育館の利用料金は、施設設備利用料金表のとおり設定します。また、会議室などの料金は、利用者に分かりやすいように原則 10 円単位とします。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

年齢や性別、障がいの有無等を問わず、関心、適正等に応じて誰もが安心してスポーツに参画することができる環境整備を推進します。

- ① フィットネスルームを誰でも安心して利用していただくため、利用料金を減免し以下の対象者にフィットネスルームハートフルカードを発行します。

- ア 70 歳以上の利用者
- イ 障がい者
- ウ 要介護者等
- エ 特定医療費（指定難病）医療受給者

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

お客さまや地域住民とのコミュニケーションをはかり、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。また、職員の対応と休館日および夜間の警備委託による 24 時間体制で事故・事件発生の防止につとめ、万全な事故防止対策の徹底をはかります。

① 火災・災害等防止対策

館長を危機管理責任者とし、本会や他の管理施設と連携した即応体制をつくり、米子警察署や米子消防署、医療機関などと綿密な連絡体制をとることにより、迅速な対応ができるようにします。また、平時から職員が緊急時に即応できるよう応急処置や避難誘導訓練をおこない、安全・安心な施設として管理運営します。

ア 火災の防止策

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画にもとづいた防災活動をおこなうとともに、危機管理マニュアルにもとづいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年 2 回実施します。

イ 地震

近年の地震の教訓を生かし、地震対応マニュアルを再整備しました。J-アラートを活用した避難訓練をおこない、被害を最小限に食い止め、津波の発生にも対応できるよう訓練します。鳥取県震災対策アクションプランにより、震災の経験を活かし迅速な対応をします。

ウ シェイクアウト訓練

大地震が発生したと想定し、各自が 3 段階の「安全確保行動」を行います。「Drop（まず低く、しゃがむ）」「Cover（頭を守る、かくれる）」「Hold On（動かない、待つ）」。お客さまの安全確保を第一に、職員が対応できるようにします。

エ 津波発生時の対策

津波発生時にはお客さまの安全を第一に考え、迅速に避難誘導します。

オ 台風・大雨洪水・大雪時の対策

台風・大雨洪水・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えをおこないます。

カ 弾道ミサイル発射への対策

近隣国からミサイルによる攻撃があった場合、J-ALERT や緊急放送などにより情報を得て、お客さまをすみやかに屋内へ避難させ、窓がない場所または窓から離れた場所へ移動させます。その後、行政機関からの指示にしたがい対応します。

キ 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップします。

ク 原子力災害事故への対策

当館は、島根原子力発電所において、事故が発生した場合の緊急防護措置区域(UPZ)である30km圏からはわずかにはずれています。お客さまの安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルにそって対応し、その訓練をおこないます。また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政などと連携をとっていきます。

② スポーツ活動における事故防止対策

すべてのお客さまが、産業体育館を安全に、そして安心して施設をご利用いただくために、施設・設備の点検はもちろん、健康面への配慮や熱中症、活動中の事故などの未然防止策を整えます。

ア スポーツ活動における事故防止対策

軽微な事故も重大事故につながる、「きっかけ」と受け止め、職員による「かもしれない」予見意識を徹底し、お客さまが安心して利用できる施設を目指します。

③ 不審者等防止対策

当館は、たくさんの県民のみなさまにご利用いただくことのできる公共の施設です。近年、海外などでは多数の人があつまる公共の場所においてテロ事件が多発しています。わたしたちは、万が一の場合に備えてこのような場合に対応できるよう訓練をおこないます。

ア 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番などと連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力をおこないます。また、お客さまに対する情報提供、注意喚起を積極的におこないます。さらに、不審物・テロ対策として透明回収ボックスを新たに導入します。

イ 盗難防止

盗難事例や事故事例のあるところ、または、予測される場所に注意喚起のための貼り紙の掲示、大会などで多数のお客さまが来館される時には巡回回数(通常時4回以上)を増やすなどして盗難が起こりにくい状況をつくります。

④ AED（自動体外式除細動器）の管理

館内各所でおこった事故を想定し、お客さまでもわかりやすいよう AED はエントランスの目立つ場所に設置し、AED 設置場所の案内を館内に掲示します。また、毎日 1 回の点検（バッテリーなど）を確実にこない、いつでもだれでも使うことが可能な状態にします。

⑤ 救急用具を常備

救急用具を事務室内に常備し、練習中の軽微なケガなどの処置をします。また、医務室に担架、車いすを設置し、負傷者の移動に役立てます。車いすなどの救急用具は、だれでもいつでも使用できるように日常点検をおこないます。また、職員の応急手当講習を実施し、いつでも対応できるよう訓練します。

⑥ 「あんしんトリピーメール」の啓発

当館では「あんしんトリピーメール」の案内を館内に表示し、登録者の増加を推進することで、お客さまが災害への対応に役立てられるよう啓発します。

（２） 緊急時の体制・対応

事故や災害が発生した場合、「お客さまの安全」を最優先としつつ、つぎの対応レベルと行動基準にあわせた危機管理マニュアルにより対応します。お客さまの生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力をつくします。

① 火災・災害対応

火災・災害発生時には危機管理マニュアルとあわせ、下記の項目を徹底し、迅速・適切な対応をおこないます。

ア 火災時の対応

火災発生時には、通報連絡・消火・避難誘導・非常放送を適切におこない、日ごろの訓練実施により万が一の場合でも対応できるようにします。

イ 地震・津波発生時の対応

日ごろから危険箇所や避難場所・誘導経路を把握し、地震が発生した場合にはお客さまの安全確保と避難を確実におこないます。

ウ 台風・大雨洪水・大雪発生時の対応

天気予報などにより情報収集をおこない、事前に養生や補強、イベント等の開催中止依頼などをします。災害発生後にはただちに復旧作業をおこない、早期利用再開を目指します。

エ 施設設備の異常・故障時（停電・漏電・断水など）の対応

施設設備の異常や故障発生時には、お客さまの利用に支障が出ないように対応をおこない、迅速な復旧に向けて処置をします。

② 事件・事故時の対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応をおこない、避難や救助活動ができるようにします。

ア 不審者・不審物（爆破物）への対応

巡回・巡視の徹底、目に触れにくい危険箇所の把握による予防、緊急時の連絡体制を構築し訓練をおこなうことで緊急時に対応できるようにします。また、ボックス内の不審物の投入が発見できるよう透明回収ボックスを導入します。

イ 化学兵器・生物兵器などによるテロリズムへの対応

万が一、当館でテロが発生した場合には、お客さまの安全を最優先し、迅速な避難と救助活動がおこなえるようにします。

ウ 大陸間弾道ミサイル発射への対応

平成 30 年 3 月に策定された「鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」および当館の危機管理マニュアルにのっとり対応します。

③ 災害時の施設使用

地震などの災害や武力攻撃事態などがおこった場合には、指定管理者として米子産業体育館の使用について県の指示にしたがい、すみやかに閉館などの対応をおこないます。

④ 心肺蘇生法・応急手当の実施と対応

ア 産業体育館内および敷地内での事故などに対する応急手当

館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（R I C E 処置）を施せるようにします。

イ 事故者の救護

事故発生のお知らせを受けた場合、すぐに現地へ急行し、被害者の救護にあたりとともに救急車の要請をおこなうなど、被害者の救護を最優先に対応します。また、状況に応じて警察への連絡をおこないます。個人情報保護の観点から、状況に応じて消防署をつうじ、搬送先の病院名と被害者の名前を確認するなどの対応をとります。

ウ 迅速な対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、館長への事故発生の一報および処理後の報告をおこない、状況に応じて館長から対応方法の指示を受け、迅速・適切な対応をします。

エ 二重事故防止措置

事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁

止、入場制限などの対応をおこない、再発防止措置を講じます。

オ 事故の再発防止

事故が発生した場合、迅速に事故状況を把握し、記録をとるとともに、事故原因を明確にします。また、必要に応じて施設の緊急総点検を実施し、再発防止に取り組みます。

⑤ J-ALERTシステムを活用した緊急体制

緊急情報を受信した場合は、すみやかにお客さまの安全を確保し、最善の対応をとります。また、国や県がおこなう情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制をととのえます。緊急時に情報伝達が確実におこなわれるよう、毎日の日常点検をおこないます。

⑥ PM2.5、黄砂への対応

毎日PM2.5の測定値を館内に掲示し、高濃度となった場合には来館者に注意喚起をします。また、大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合などに、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報などを発信し、注意喚起をおこないます。

⑦ 差別落書きの対応

人権尊重の理念に立って、「鳥取県人権施策基本方針―第3次改訂―」により人権への理解を深め、鳥取県が定めた「差別落書き未然防止指針」、「差別落書き対応要領」および本会の「差別落書き対応マニュアル」にそって対応します。これらの対応により、差別落書きの未然防止と適切な対応により、人権が尊重される社会づくりをめざします。

⑧ 新型インフルエンザ等が発生した場合における対応

マニュアルに基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小限にとどめることに努めます。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは日ごろからの注意やお客さまとのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、わたしたち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で防止します。

① 苦情、トラブルの未然防止策

安全・安心および快適な空間の維持向上のため、トラブル・苦情への迅速な対応と“クレームゼロ”に向けた組織的な対策を講じ、運営経験や知識の構築によってあらゆる場

面に対応できる体制をつくりに取り組んでいきます。好事例を水平展開することによる「未然防止」、同様のケースが起こっていないか確認する「事案の検証」、トラブルの真の原因を追求し対策を講じる「再発防止」というトラブル発生時から解決までのプロセスを明確化することで、職員の適切な対応を徹底させます。職員に様々な事情に併せた人権問題の専門研修をおこない、公正や平等性の確保に取り組んでいきます。

② 苦情、トラブルに対する対処法

お客さまから、苦情やトラブルの報告があった場合は適切に対処し、同様の事例が起きないように再発防止策を立て、職員の接客研修などを徹底します。

③ 苦情処理報告書の作成の流れ

苦情やトラブルがあった場合は、すみやかに苦情処理報告書を作成し、県および本会事務局に報告します。

6 個人情報保護等への対応

本県の個人情報保護方針にのっとり、個人情報収集や利用及び提供・個人情報へのリスク予防ならびに是正・個人情報に関する法令およびその他の規範の遵守・個人情報のルールの実施などとその継続的改善などの保護方針を定め、厳正な管理と適切な取扱いに取り組んでいきます。

(1) 個人情報の保護への対応

鳥取県に準じた個人情報保護規程に沿って、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

① 個人情報保護方針

別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者などの特定の個人を識別できる情報の収集、利用および管理について、「鳥取県個人情報保護条例」にもとづき適切に取り扱います。

② 個人情報管理体制

管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や、嘱託職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみに限定して取り扱います。

③ 個人情報保護を推進する具体的な取り組み

個人情報保護に関する各種規定を遵守するほか、職員への研修や内部監査などによる情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP などへ記載することにより県民へ広く周知します。

④ 情報管理システムの体制

施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定など、あらゆる事態を想定した予見回避体制をとります。万が一 PC が盗難の場合、PC データの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定をおこない、PC の起動ができないような管理に取り組んでいきます。

(2) 情報の公開への対応

情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、米子産業体育館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切におこないます。また、情報公開条例に準じた情報公開規程に沿って、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

① 情報公開の取り組み方針

鳥取県立施設の管理運営代行者として、県民本位の開かれた県政実現のため、各種法令を遵守した適切な情報公開が必要だと考えていることから、鳥取県が示した規程に準拠した独自の情報公開規程に沿って、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。指定管理者として従事する者が職務上作成し、または取得した文書などについては、公文書として公開するものと、協会情報として非公開にするものとに明確に分けた対応をおこないます。

② 情報公開をおこなうための措置

情報公開条例および体育協会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、「公開の可否」「公開にかかる文書」「公開の日時と場所」「公開方法」などを決定します。また、情報公開に関する職員研修も実施します。

③ 管理運営の透明性

指定管理者として、県民の『知る権利』を尊重し、情報公開条例にのっとり適正な対応に取り組んでいきます。

④ 効果的な広報活動

効果的な広報をおこなっていくために、わたしたちは常に県民の目線でわかりやすく、魅力的な広報活動をおこなっていきます。

⑤ 情報格差への対応

当館から発信する情報を全ての方が等しくキャッチできるよう、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底します。

(3) マイナンバーへの対応

館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

7 スポーツの普及振興

(2)に具体化（一口口抽象的）

(1) スポーツの普及振興の考え方

スポーツの普及振興においては、スポーツ基本法の理念にのっとり「スポーツは、世界共通の人類文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」を実施するため、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれとでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

① スポーツ教室の実施

ライフステージに応じた運動スポーツ活動を推進するために、子どもから大人、障がいの有無に関係なく参加できる教室を職員の専門性を生かすとともに、外部講師の協力を得ながら取り組みます。

② 全国大会等の誘致

県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備のため、「みる人」に着目し、関係団体とBリーグやS/Jリーグ等を観戦する機会の誘致に取り組みます。

③ 誰もが取り組みやすいスポーツ機会の充実

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供するため、誰もが参加できるスポーツイベント、各種大会や講習会の開催の支援活動の一環として職員を派遣します。

④ トップアスリートの招へい

参加者自らがトップアスリートを目指す「きっかけ」作りのため、関係団体と連携し著名なトップアスリートと交流するイベント開催や合宿地誘致に取り組みます。

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため指導員を学校や公民館などに派遣し出張指導します。

⑦ 鳥取県や関係団体との連携

県のスポーツ推進計画はもとより、その他の各種関連計画を理解し積極的に協力します。

⑧ 地域や親子の交流促進

県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備

- ・誰もが気軽に参加し、楽しく交流できる事業の実施
- ・親子で参加しやすいイベントの実施
- ・「支える（育てる）人」に着目し指導者やスポーツボランティアの活用

(2) スポーツの普及振興に係る事業

① 職員の専門性を活かしたスポーツ教室を実施します

ア 各教室はつぎのスポーツ教室（予定）で日本スポーツ協会公認スポーツ指導員などの資格をもった職員により実施しますが、多様なニーズに応えるため定期的な利用者アンケート調査等を行い、ご意見・要望をもとに内容の見直し、新たな教室の企画・実施等充実したスポーツ教室の提供に取り組みます。

また、人事異動等による職員の変更等があった場合にも新たな職員の専門性を活かした教室の実施を計画します。

イ 各教室の料金もつぎのスポーツ教室（予定）をもとに行いますが、新たな教室につきましては、参加者数や教室の規模、また外部講師の有無などにより料金を設定します。

ウ 以下に示す短期教室については、ビジター制度を導入します。基本的には10回を1期として行いますが就業または子育て等の理由から単発的にしか参加できない方のため教室開始30分前から先着順とし、定員に達するまで受付します。1回につき300円とし、過去に短期教室に参加した経験者に限ることとします。

《スポーツ教室》（予定）

◎ 会員教室（参加料月額 3, 5 6 0 円）

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
体操・体育教室幼児コース	8	40	○					
体操・体育教室低学年コース（2 コース）	15	40		○				
体操・体育教室高学年コース（2 コース）	15	40			○			
新体操教室低学年コース	15	40	○	○				
新体操教室高学年コース	15	40			○			
サッカー教室低学年コース（2 コース）	20	40		○				
サッカー教室高学年コース（2 コース）	20	40			○			
女子サッカー教室	16	40		○	○			
レスリング教室	12	40		○	○			
メタボ撲滅教室	12	40				○	○	
計	延べ教室数 14 教室				延べ定員数 8,720 名			

◎ 会員教室（参加月額 5, 0 9 0 円）

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
器械体操教室（週 2 回）	10	80		○	○			
計	延べ教室数 1 教室				延べ定員数 800 名			

◎ 短期教室（参加料 2, 030 円）

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
バドミントン教室	16	10				○	○	
バウンドテニス教室	12	10				○	○	
卓球教室	10	10				○	○	
計	延べ教室数 3 教室				延べ定員数 1,900 名			

（年間 5 期開催）

◎ 障害のある児童の教室（無料）

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
ひまわり教室	10	8						○
計	延べ教室数 1 教室				延べ定員数 80 名			

② 全国大会等の誘致

「みる」スポーツ活動を県民に周知、推奨し、スポーツ活動への興味・関心や参加意欲を高めるため、本会 66 加盟競技団体との協力・連携し、バドミントン S/J リーグやバスケットボール B リーグなどトップレベルの試合を誘致します。

③ 誰でも安心して参加できるスポーツ教室及び活動支援

年齢や、障がいの有無に関係なく誰もが取り組みやすいスポーツ・レクリエーションやニュースポーツなどの教室を実施します。

④ トップアスリートの招へい

本県にトップアスリートを招へいすることによりスポーツへのきっかけ作りや競技人

口の拡大に繋がります。トップアスリートによる演技会や指導を開催することにより子供たちに夢や感動を与え、本県のジュニア育成に取り組みます。

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

公益財団法人とっとりコンベンションビューローの「合宿助成金制度」を利用することで、県内外の大学などの合宿誘致につなげます。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。

⑦ 鳥取県や関係団体との連携

・学校体育、スポーツ活動の充実について、体育館の予約状況に応じ、クラブ活動での減免適用を行います。生涯スポーツの充実についてはスポーツ教室の実施、競技スポーツの総合的な向上については関係団体と連携し、スポーツ活動意欲の喚起を促し、全国や世界で活躍できる競技者を輩出できるよう育成に取り組みます。

⑧ 地域や親子の交流促進

スポーツの普及に関する大会・イベントを実施し親子や地域の交流の促進に取り組みます。

ア 館長杯スポーツ大会（バドミントン・バウンドテニス）

スポーツを始めたばかりの方から親子まで気軽に参加できる「きっかけ」づくりの大会として、参加料を徴収し館長杯スポーツ大会を開催することにより、親子や地域の交流に取り組みます。

イ 遊びの王様ランキング

鳥取県体育保健課の勧める遊びの王様ランキングのなかの遊びの種類から選択し、記録賞についても申請していきます。

ウ 新体操教室による発表会

新体操教室の参加生徒による発表会を開催します。教室参加者の意欲向上を図るとともに、1年間の練習の成果を保護者に見ていただくよう計画します。

エ 県民が生涯にわたってスポーツに親しむために「支える（育てる）人」にも着目し、地域人材を活かしたスポーツ教室にするためにスポーツボランティアとして活躍の場の提供に取り組みます。

(3) 産業の振興及び事業

① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内の産業の活性化の取り組みや事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みの促進を図ります。

- ア 関係団体と適切な利用調整を行い、公共性を確保し展示会開催日程を確保
- イ ダイレクトメールでの連絡施設空き状況の連絡など積極的な展示会誘致活動
- ウ 展示会開催に向けた催事打ち合わせ調書を活用した打ち合わせ

② 新たな産業振興に向けての取り組み

ア 産業用ドローン（小型無人機）の施設使用について研究します。

イ エレクトロニックスポーツ（E-SPORTS）の施設使用について研究します。

E-SPORTS の施設使用について関係する法令や計画、環境整備等について研究します。

③ 地域振興会に参加

米子産業体育館は、ケヤキ通りの中心部に位置し、毎年ケヤキ通り祭のメイン会場として定着、地域の活性化につながるなど活動の拠点となっております。当館は米子ケヤキ通り振興会と連携し、清掃活動を実施するなどして会員相互の親睦を図ることによりこの会の活動を応援していきます。

8 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例による基本的な考え方にのっとり、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県などが実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではさまざまな取組をおこなうことで、より利用しやすい施設にしていきます。

① 基本的な考え方

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は次に掲げる事項を基本とします。

ア すべての県民が障がい、及び障がい者に対する理解を深めること。

イ 障がいを理由とする差別の解消を図ること。

ウ 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。

エ 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。

オ 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

② 具体的な取組について

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではさまざまな取組をおこなうことで、より利用しやすい施設にしていきます。

ア 障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた取組

職員が障がいを知ることから始めます。障がい者との交流会や講習会などに積極的に参加、協力することを推進し、様々な障がいがあることを知ることによって、その手助けができるように努めます。前指定管理期間にも「障がい者スポーツ指導員」の資格取得講習会、ふうせんバレー審判員などに職員を派遣しており、今指定管理期間にも積極的な参加・協力を推進します。

イ あいサポート運動への積極的な取組

本会は、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まった「あいサポート運動」を積極的に推進するため、平成 22 年 6 月 8 日に「あいサポート団体」として認定されています。今後も当館職員に「あいサポートバッジ」の着用を義務づけ、障がいのある方に気軽に声をかけられる環境をつくるよう心がけていきます。

ウ 職員をあいサポートメッセンジャーとして登録

あいサポート運動の推進役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成研修会に職員を派遣し、あいサポートメッセンジャーとして登録します。職場内におけるあいサポーター研修などを充実させ、障がいへのさらなる理解、お互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

エ あいサポーター研修

外部へのあいサポーター研修への参加、あいサポーター研修に参加した職員を講師に職員研修を積極的に実施することにより、日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに少しでも手助けができるように活動していきます。

オ 啓発用ちらしを館内掲示しての啓発活動

あいサポート運動の啓発用ちらしを館内に掲示することにより、当館をご利用いただくお客さまにも広くあいサポート運動を知っていただくために、「あいサポート運動」の周知、啓発をおこないます。

カ ヘルプマークの啓発

「あいサポート条例」のなかで、県民または事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク（東京都が平成 24 年制度創設）」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等をおこなうことが定められています。当館でも「ヘルプマーク」を見かけたら声掛けをおこなうなど、思いやりのある行動がすぐにとれるようにするため、ポスター掲示などの啓発をおこないます。

キ 鳥取県手話言語条例への取組

あいサポート運動発祥の地である鳥取県で、ろう者とうろう者以外の者たちが意思疎通を活発にすることがその出発点であり、手話がろう者とうろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、鳥取県手話言語条例（平成 25 年 10 月 11 日施行）が制定されました。

・手話を学ぶ機会の確保

積極的に手話を学ぶ機会を確保するため、あいサポーター研修をはじめとした「あいサポート運動」を推進します。また、外部の手話研修への参加や内部での職員研修をおこなうことで、簡単な手話のあいさつなどができるようにしていきます。

・手話通訳者の活用の研究

手話通訳者を活用することで、当館が次期指定管理期間に実施するイベントなどにろう者が参加しやすい環境を整え、ろう者とうろう者以外の者が一緒に参加できる機会をつくれるよう研究します。

・スマートフォン・タブレットを活用した手話導入の研究

スマートフォンの音声認識機能や UD トークなどのアプリケーションを活用して、ろう者との意思疎通や手話会話が簡単におこなえるよう研究します。また、職員研修などに利用することにより、簡単に手話研修ができるように研究します。

ク 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達

障がい者就労施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、前指定管理期間である平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間に 40 万円を超える物品調達をおこなっています。今指定管理期間にも引き続き障がい者就労施設からの物品調達を推進します。また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図りシルバー人材センター等からの役務の調達を行います。

ケ 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者又は高齢者（65 歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るために、障がい者及び高齢者の直接雇用を推進します。

- ・ 障がい者又は高齢者の直接雇用の推進

当館では現在、11 名の職員のうち 65 歳以上の高齢者を 1 名雇用しています。障がい者や高齢者といった障がいの有無や年齢などにとらわれない雇用を行い、障がい者や高齢者の雇用確保に努めます。

- ・ 障がい者の就労支援障がい者支援事業所が行っている出張販売（手作りパン、手作り製品等）を受け入れ、障がい者の就労支援を行います。

コ 障がい者にやさしい施設利用の推進

- ・ 骨伝導集音器の導入の研究

骨伝導集音器（骨伝導イヤホンと集音器のセット）を設置し、受付時に利用することで、鼓膜に障がいがあることに起因する難聴の方はもちろん、高齢者の方等が安心して受付ができるよう導入を研究します。

- ・ 鳥取県の行う遠隔手話サービス導入と関係整備を関係機関と検討します。
- ・ デジタルサイネージの導入

障がい者等に配慮した火災時等の情報伝達を目的とするデジタルサイネージを導入します。

- ・ 補助犬のサポート

「補助犬は障がい者の身体の一部でありそれを拒むことは障がい者の社会生活を否定することにもなる」ということが、多くの人々の共通認識となるように努めます。身体障がい者補助犬法が社会に浸透していくように、啓発活動や募金活動に取り組みます。

- ・ ウェブアクセシビリティの確保

当館では平成 30 年 7 月に、この指針にそって HP をリニューアルしました。

- ・ 障がい者仕事サポーターの配置

鳥取労働局・鳥取県・鳥取障害者職業センターが主催する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講し、障がい者仕事サポーターを配置します。当館では、障がいに関して正しく理解し、働く障がい者の方にとって身近な支援者

(とっとり障がい者仕事サポーター) となって、障がいがある方だけでなく、現場で働くすべての人にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

本会は障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組により、障がいを持つ方が鳥取県スポーツ推進計画の特徴である「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に推進していきます。

① 基本的考え方

障がい者スポーツの普及振興のための取組は次に掲げる事項を基本とします。

- ア 障がい児のスポーツ活動の推進
- イ 障がい者のスポーツ活動の推進
- ウ 障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
- エ 障がい者スポーツに対する理解促進
- オ 障がい者スポーツの推進体制の整備等

② 具体的な取り組み

ア 障がいを理解した指導員の確保

職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し障がいを理解した指導者を確保するとともに、障がい者スポーツ指導員資格保有者に対する資質向上のための研修をおこないます。

イ 障がい者スポーツ大会などの誘致推進

障がい者スポーツ大会の開催は、障害者のスポーツ参加の拡大、指導者やボランティアの養成・活用の上で重要な役割を担っています。当館でも開催可能な障がい者スポーツ大会などの誘致を積極的に推進します。鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やニュースポーツの大会などの誘致を行います。

ウ 競技用具の整備

障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動を推進するため、フライングディスク、卓球バレー、風船バレーボールなど障がい者と障がいのない人が一緒になっておこなえるスポーツの競技用具を整備します。

エ 障がい者、要介護者等、特定医療費（指定難病）医療受給者の施設利用料の減免

障がい者のスポーツ参加を促進するため、施設利用料を推進します。

オ 障がい者スポーツに関する情報提供

館内に情報コーナーを作成し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当館をご利用になるお客さまに広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりをしていきます。

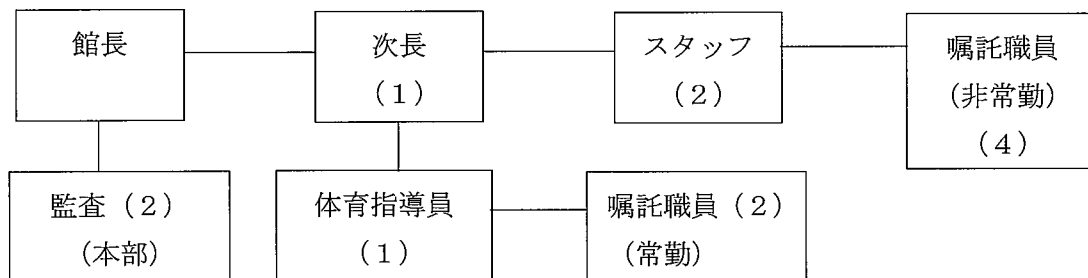
カ 障がい者スポーツの普及と啓発

障がい者スポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等の障がい者スポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的に行います。該当団体からのポスター掲示やチラシの配布協力などがあれば、館内に掲示するなどして、障がい者スポーツの普及に少しでも協力できる体制をとります。

9 組織及び職員の配置等

組織及び職員の配置等については、県及び関係者等で相互に連携して課題解決に向けた基本的な考え方を整理し、本施設を通じて活力に満ちた地域社会を目指すため、採用・教育・教育研修および組織化に取り組んでいきます。

(1) 管理運営の組織



① 責任者の配置

施設の管理統括責任者として館長 1 名を配置します。館長は鳥取県立米子産業体育館運営管理の最高責任者として、施設管理および運営全般、鳥取県のスポーツと産業の普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた者を配置します。また、管理運営責任者として次長を 1 名配置します。次長は館長を補佐し、館長不在時には館長の職務を代理します。

② 業務を熟知した職員の配置

快適で安全にご利用いただけるように、維持管理・経理を担当する職員、経理補佐・事業・教室指導を担当する職員、広報・事業補佐・体育指導を担当する職員、受付・事業補佐・体育指導を担当する職員を配置します。また、救命講習は全常勤職員が修了することとします。

そのほか、嘱託職員（非常勤）を配置し、受付事務は全職員で対応します。これらの職員の配置により、合計 11 名で管理運営業務をおこないます。

③ スポーツ施設に特化した職員体制

鳥取県立米子産業体育館はスポーツに特化した施設であることから、各競技の有資格者・有段者を配置します。スポーツならではの施設・設備が多く、専門的な知識が求められることから、大規模体育館ならではの高い専門性を有し、指導力に秀でた職員を配置します。さらに、体育施設管理士などの体育施設管理に必要な技能を身につけた職員を配置することで、お客さまにより安全・安心して施設を利用いただけるようにします。また、現在の職員の継続雇用を原則とすることで、次期指定管理期間もスムーズな運営ができるようにします。

(2) 職員の職種等

配置場所	職員配置の時間帯	職名
事務室	8:30～17:15	館長
事務室・受付・機械室	8:30～17:15	次長
受付・事務室	8:30～17:15	スタッフ
受付・教室指導	10:30～19:15	スタッフ
受付・教室指導	10:30～19:15	体育指導員
受付・教室指導	13:30～22:15	嘱託職員（常勤）
受付・教室指導	8:30～17:15	嘱託職員（常勤）
受付	8:30～12:30	嘱託職員（非常勤）
受付	17:15～22:15	嘱託職員（非常勤）

標準的な職員配置の考え方

- ① 施設管理者として原則的に館長を事務室に配置（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとる）
- ② 会計事務に精通した職員を事務室に常時配置
- ③ 受付に常時1名を配置
- ④ 体育指導員を配置

一週間の勤務ローテーション例

職名	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	休	A	A	休	A	A
次長	休	A	A	A	C	休	A
スタッフ1	C	休	A	休	A	A	C
スタッフ2	A	C	休	A	休	A	A
体育指導員	B	C	休	B	A	C	休
嘱託職員	B	A	C	休	B	休	A
嘱託職員	C	休	A	A	C	休	A
嘱託職員（非常勤）	●	休	休	休	休	休	休
嘱託職員（非常勤）	休	●	休	休	休	休	休
嘱託職員（非常勤）	休	D	休	D	休	D	休
嘱託職員（非常勤）	D	休	D	休	D	休	D

A 8:30～17:15 B 10:30～19:15 C 13:30～22:15

● 8:30～12:30 D 17:15～22:15

※利用者の利便向上のため必要に応じて一部変更することがあります。

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

「県民の体力向上およびスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場をめざします。毎日を健康で、楽しく、やりがいをもって働いていくうえで、メンタルヘルスの大切さは誰もが認めるところです。ワーク・ライフ・バランスを実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇の取得を促進し、積極的に働き方改革をすすめていきます。

(4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法などの関係法令を遵守し、適正な職員配置をおこないます。なお、館長不在の場合に事故や事件災害などが発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに本会事務局担当者に連絡・報告し、一次対応が遅れないようにします。

(5) 人材育成

県民（お客さま）の信頼にこたえるため、鳥取県の将来ビジョンで示された「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」に沿い、本会職員は、職場外研修・職場研修・自己啓発支援を実施し県民サービスの向上に取り組んでいきます。

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を、施設の業務実施状況、利用者の利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の収支状況などを行うために必要な人員及び財政的基礎づくりに取り組んでいます。

(1) コンプライアンス方針・社会的責任への取り組み

① 社会的責任

鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観にもとづいた行動をとることが求められています。わたしたちは、すべての鳥取県民と共に、事業をおこなうにあたり、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいます。

② 法令遵守体制

ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法令を遵守する事をお約束します。

イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

コンプライアンスに係る行動指針を明確化し、当館の管理運営をおこないます。

ウ 鳥取県の予算、決算および金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

経理処理に関する業務をおこなうにあたっては、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法を遵守します。

エ 経理帳簿の整備および運用

本施設に適した経理帳簿の整備をおこない、適切な金銭管理がおこなわれていることに最善をつくします。経理規定を設け、人的な不正が起こり得ない管理体制を構築します。

オ 本部による会計監査および内部統制の実施

本部による各施設への会計監査および内部統制をおこないます。監査では、固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理がおこなわれていないかの内部監査に取り組んでいます。

カ 未然防止・再発防止への取り組み

未然防止・再発防止のために鳥取県の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりにおいて、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観にもとづいた行動をとることが求められています。わたしたちは、鳥取県の各地域の人々と共に、事業をおこなっていくため、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいます。

1 1 委託、工事請負の発注予定

委託、工事請負の発注予定は、一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行を原則とし、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除いたします。

1 2 法人等の社会的責任の遂行状況

本協会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っています。

(1) その他の認定

本会のその他の社会的責任遂行の取組として、鳥取県等への協力や支援を行うことで下記の認定を受けています。

① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取組を支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。

② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

1 3 その他

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているので、引き続き指定管理者制度に管理業務を移行するにあたって、初心に帰り接遇等の研修をおこない、職員の資質をさらに向上させ施設運営にのぞみます。

(2) その他

① 指定期間 5 年間の事業展開

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機として、関連する国内外の合宿を積極的に誘致するとともに、ライフステージに応じた運動機会の提供をすすめます。

② 社会貢献について

本会は、「体協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域振興、支援活動をおこないます。

ア 地元振興会と連携した地域貢献活動

地域貢献活動として、米子市一斉清掃などへの参加や、米子ケヤキ通り振興会の活動に参加し国道431号のケヤキ通りの清掃活動を行うなど地域に貢献する活動を行います。

イ 地域の障がい者スポーツ団体発展への協力

当館がウィークリースポンサーとなっている島根スサノオマジックの試合に障がい者スポーツ団体選手を招待し、「見る」スポーツの提供を通し、障がい者スポーツの発展へ協力します。

③ 許可の手続き

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例にのっとりた手続きをおこないます。

④ 交通規制遵守への取り組みについて

公共施設を管理運営する一員として「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

⑤ 「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

ア 忘れ物は、台帳に記入し、適正に管理します。

イ ホールに施錠のできる忘れ物ボックスを設置しいつでも目で見えて確認できるよう設置します。

⑥ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理をおこなうとともに、監事2名による年2回の内部監査をおこないます。また、県監査委員の監査も受検します。

⑦ 館内の禁煙

現在、屋外に喫煙場所を1ヶ所設けています。健康増進法の一部改正にともない敷地内禁煙も検討中です。本館利用はスポーツ関連だけでなく、産業分野等の催しや会議等

も多くあるため受動喫煙には十分配慮しつつ、当面は現状のままとします。

⑧ 健康づくり応援

スポーツをつうじて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。

⑨ 守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。お客さまおよび職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報など、守秘義務があります。情報の漏えい等がないように、個人情報は鍵の掛かる場所で保管するなど、管理をします。

⑩ 内部会議による管理運営効率の向上

毎朝打合せ会をおこない、連絡事項の徹底と職員の意思統一をはかり、時差出勤の職員のために、日報などによる情報伝達での業務の引き継ぎおよび確認をおこないます。さらに、内容に応じて各種の職員会議を実施します。

⑪ 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付による啓発活動、鳥取県が策定した「差別落書き未然防止指針」（平成 27 年 3 月改正）により対策をおこないます。万が一差別落書きが発生した場合には、「差別落書き対応要領」（平成 27 年 3 月改正）および「差別落書き対応マニュアル」により措置します。

⑫ 実施状況の報告等

業務報告書（毎月翌月 15 日までに提出）、事業報告書（毎年度終了後 30 日以内に提出）、翌年度の事業計画書（毎年 2 月末までに提出）などの指定管理の実施状況報告を確実におこないます。

⑬ 保険への加入

さまざまな災害や事故が発生し、万が一お客さまなどにケガなどがあった場合の補償として、各種賠償保険に加入します。

ア「社会体育施設保険制度」（スポーツファシリティーズ保険）

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などをおこなうため「社会体育施設保険制度」（スポーツファシリティーズ保険）へ加入します。

- ・ 施設所有（管理）者賠償責任保険（免責 5,000 円）
- ・ スポーツ災害補償保険（被災者 1 名につき）

- ・ 昇降機賠償責任

イ 行事（レクリエーション）参加者の障害危険補償特約付普通保険

自主事業のイベント等には、行事（レクリエーション）保険に加入し備えます。

ウ スポーツ安全保険の提供

主に当館スポーツ教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、その他に地域でスポーツ活動をおこなっている方に、公益財団法人スポーツ安全協会で取り扱っているスポーツ安全保険の加入を促進し、制度のPRや加入手続きのお世話をします。

⑭ 管理運営の効果的な実施

PDCA マネジメントサイクルにより、各種管理を効率的におこない、よりよい県民サービスをご提供できるようにします。

⑮ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨をふまえた県内事業者への発注を推進します。

⑯ 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。当館職員が通勤のために車を要する場合は、鳥取県と駐車場借用契約し、施設駐車場に駐車します。

⑰ 備品の管理

仕様書に従い、

ア 施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行います。

イ 県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還します。

ウ イにより備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理します。

⑱ 関係書類の整備

委託業務の実施に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後 5 年間保管します。

1 4 利用者数の見込み及び委託業務に係る収支計画

(1) 利用者数見込み

1 4 1, 0 0 0 人

(2) 収支計画

(単位：千円)

		内 訳		金 額
収入項目	利用料収入	施設使用料収益		22, 400
	その他の収入	教室参加料収入	6, 850	8, 900
		自販機手数料	2, 050	
収入合計 (A)				31, 300
支出項目	人件費 (常勤職員)			33, 300
	人件費 (非常勤職員)			1, 800
	施設維持管理費	旅費交通費	200	17, 780
		通信運搬費	250	
		消耗品費	1, 140	
		印刷製本費	500	
		燃料費	1, 300	
		賃借料	480	
		保険料	250	
		租税公課費	3, 000	
		報償費	1, 300	
		手数料	600	
		委託料	8, 400	
		負担金補助	160	
備品購入費	200			
光熱水料費			10, 300	
修繕費			1, 200	
支出合計 (B)				64, 380
県からの委託料		支出合計 (B) －収入合計 (A)		33, 080

保守管理・保守点検の状況

1 清掃

(1) 方針及び考え方

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートします。

(2) 具体的な対応

米子産業体育館清掃作業仕様書に基づき実施します。(委託先) 東亜建物管理

○日常清掃

毎日又は週間を単位に必要な応じ常時行う（下記日常清掃計画参照）。

○定期清掃

月又は年に数回行う（下記定期清掃項目参照）。

○補足

体育館の床の清掃については、平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号文部科学省通知

「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」に従って実施。

○鳥取県立米子産業体育館の日常清掃計画

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
廊下・ホール・階段	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集など	毎 日
トイレ	はきとり、ふきとり、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌など	毎 日
シャワー	はきとり、ごみ収集など	毎 日
器具庫・倉庫	はきとり、掃除機吸引、ごみ収集など	週 1 回
屋外	ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃など	毎 日

定期・特別清掃項目	回 数
ガラスクリーニング	年 1 回
ワックス	年 2 回
アリーナ床ラバークリーナー洗浄	年 4 回

2 駐車場

(1) 方針及び考え方

可能な限り施設内外の清掃は職員で行います。また、ボランティアやお客さまとも協力しながらゴミ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努めます。

(2) 具体的な対応

ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃等を職員および委託業者等と一緒に毎日実施。

3 除雪作業

(1) 方針及び考え方

冬場の積雪がある場合は、お客さまの歩行に支障がでないよう職員で除雪作業を行います。また、駐車場の除雪は、積雪状況により業者と連携を取り、スムーズな除雪を行い、駐車スペースを確保します。

(2) 具体的な対応

- ・積雪状況に応じて、通路や駐車場の確保等の除雪作業を実施します。
- ・事前に除雪業者を把握しております。
- ・令和元年度に小型除雪機を購入し、スピーディーな除雪対応をします。

4 喫煙スペース

(1) 方針及び考え方

2018 年7月に「健康増進法の一部を改正する法律(平成30 年法律第78 号)」が成立し、2020年4月に全面施行されます。このことをふまえ、当館では望まない受動喫煙が生じないように、敷地内に一か所喫煙スペースを設置します。

(2) 具体的な対応

人の通りが少ない体育館南側に喫煙スペースを設置し、望まない受動喫煙が生じないように配慮します。また、状況に応じて喫煙スペースの移動・撤去について検討し、必要な対応を行います。

5 消防

(1) 方針及び考え方

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

(2) 具体的な対応

建築基準法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそった点検を実施します。(委託先) 吉備総合電設

- ・年2回保守点検作業を実施(8月・2月実施)
- ・年2回消防避難訓練の実施および緊急資材の確認(8月・2月実施)

6 電気設備

(1) 方針及び考え方

自家用電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、

一体となった管理を行います。

(2) 具体的な対応

電気事業法に基づく保安規定および自家用電気工作物保安管理業務委仕様書にそった点検を実施します。(委託先：中国電気保安協会)

・月次点検 (2 か月に 1 回)

ただし、絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報履歴リストを月次点検時に提出。

・年次点検 (年 1 回)

3 年に 1 回の停電とそれ以外の年には無停電による点検および細密点検を行う。

・臨時点検

必要に応じて実施。

7 警備

(1) 方針及び考え方

火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行います。

さらに、お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

また、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による 24 時間体制で事故・事件発生の防止に努め、万全な事故防止対策の徹底を図ります。

(2) 具体的な対応

○火災に対する適切な対応を図ること。

- ・年 2 回の消防避難訓練等により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるようにします。

○防犯に対する適切な対応を図ること。

- ・警備委託に関しては、米子産業体育館警備業務委託仕様書による対応をします。(委託先 ALSOK 山陰)
- ・防犯用カメラの導入を検討します。

8 その他の保守点検

(1) 自動扉

① 方針及び考え方

自動扉保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託し、年 4 回の点検を実施するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

②具体的な対応

自動扉の保守は自動扉点検仕様書による保守点検を行います。（委託先：ナブコ
ドア、山陰エレベータ）

○設置場所3か所

- ・ 玄関（風除室内外計2台）
- ・ 1階メインアリーナ入口（1台）
- ・ 2階観覧席入口（2台）

○自動扉の点検は委託業者により、年4回（4月・7月・10月・1月）実施します。

○日常的に職員が利用し、異常があれば委託業者に連絡を取り、速やかに修理・復旧を行います。

（2）吊物装置

①方針及び考え方

吊物装置は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

②具体的な対応

建築基準法、その他関係法令及び基準に基づく保守を、吊物設備保守点検業務仕様書による保守点検業務を実施予定。（委託先）令和2年度入札予定

- ・ 保守点検計画は西暦偶数年度に1回実施

（3）空調用自動制御機器

①方針及び考え方

空調用自動制御機器は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

②具体的な対応

電気式、電子式自動制御機器の点検を保守業務仕様書により年2回（8月、2月）に分けて行い、利用者の要望に対応できるようにします。（委託先：島根電工）

（4）冷温水機

①方針及び考え方

冷暖房切替等は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

②具体的な対応

整備保守業務仕様書による保守点検業務を行います。（委託先：荏原冷熱システム）

実施時期については冷暖切替を5月、10月とし、シーズン中の点検を8月、2月に行い、利用者の要望に対応できるようにします。

(5) エレベーター

①方針及び考え方

エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

②具体的な対応

安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検作業仕様書による点検業務をおこないます。(委託先) 日本オーチスエレベーター(株)

○遠隔監視

- ・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等。

○定期点検

- ・毎月1回技術員派遣による運転データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施し、報告書の提出を受ける等。

○職員による日常点検の実施

- ・エレベーターに搭乗して、異音等がないかチェック。子どもなどが遊びで搭乗しないよう注意する等。

(6) 空調機器類

①方針及び考え方

空調機器類保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

②具体的な対応

整備保守業務仕様書による保守点検業務を行います。(委託先) 曾我工業

実施時期については6月から7月の間とし、冷房シーズン中および暖房期間に向けて順調に空調管理ができるようにします。

9 保険

(1) 方針及び考え方

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一の事故で管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)へ加入します。

(2) 具体的な対応

下記の「施設所有(管理)者賠償責任保険(人格権侵害担保特約付帯)＋スポーツ災害補償保険」に加入し、万が一当館において発生した対人事故・対物事故について負担する法律上の賠償責任及び発生したスポーツ活動中の傷害事故に備えます。

①施設賠償責任保険

●対人 1 名 1 億円／1 事故 3 億円

●対物 1 事故 1 億円

●人格権侵害 1 名 50 万円／1 事故 1,000 万円／保険期間中 1,000 万円

管理する体育施設（付属施設、エレベーター含む）の欠陥や施設の指導員による指導に起因して他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

また、管理する施設、施設の用法に伴う「仕事」の遂行に関し、不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」という）によって、他人の自由・名誉またはプライバシーを侵害したことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限る。

②スポーツ災害補償保険（被災者 1 名につき）

●死亡・後遺障害 200 万円／

●入院医療費補償保険金日額／2,500 円

体育施設内において保険期間中にその施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技もしくは指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償規程等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金が支払われます。

10 備品の管理

（1）方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、お客さまに安全に安心してご利用いただけるようにし、異常が発見された場合にはその場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行います。また、破損した備品の修繕は速やかに行います。

（2）具体的な対応

- ・備品台帳による数量等の確認、整理。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施。
- ・上級体育施設管理士等の有資格をもつ職員による設備・備品の点検整備を徹底。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に購入等を依頼。

11 リース契約

（1）方針及び考え方

リース契約は、指定管理期間に終わるようにし、業務に必要なものについてリースを

行う。

(2) 具体的な対応

業務に必要なデジタル多機能電話機器についてリース契約を行い、業務の効率化を図る。

1 2 修繕

(1) 方針及び考え方

施設、設備及び備品を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努める。

また、日常点検により施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注 1 件当たり 50 万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外は県へ営繕要望を行い、修繕を行う。

県が施設の管理上、必要と判断したものについても県の指示により修繕を行う。

(2) 具体的な対応

県が作成した中長期保全計画をもとに大規模な修繕については計画的に営繕要望をし、更新をしていく。

小規模修繕（50 万円未満）については、指定管理者の負担により行う。

軽微な修繕については、職員による応急処置を行う。

○日常点検

- ・毎日、巡回時に施設・設備の点検を行う。

○定期点検

- ・施設管理マニュアルにより、職員により施設内外の点検を年間 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）行う。

1 3 関係書類の整備

(1) 方針及び考え方

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後 5 年間保管する。

(2) 具体的な対応

業務日誌、巡回巡視実施表、AED 点検表、環境整備作業報告書の作成、記入を行う。

組織・人員体制

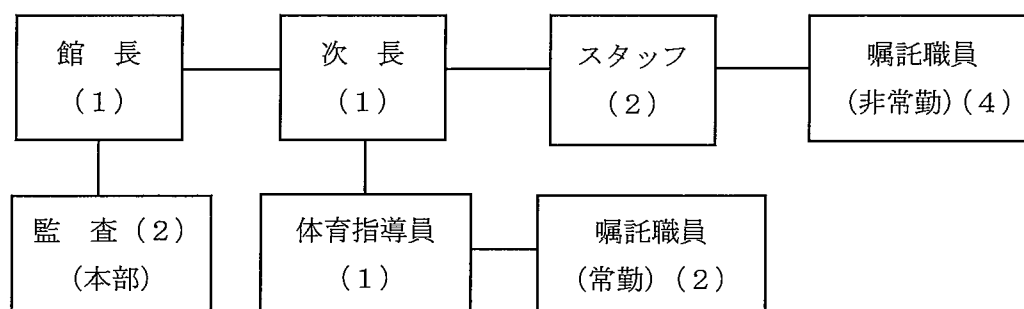
1 管理運営の組織

(1) 実施体制

①施設の管理責任者として館長を配置するほか、次長1名(館長を補佐、設備管理・事務を主に担当)、スタッフ2名(事務を主に担当)、体育指導員1名、嘱託職員(常勤)2名(体育指導を主に担当)、受付業務等日常業務は全職員で対応する。その他、嘱託職員(非常勤)を午前中適宜(受付補助、2名確保)、夜間1名(1日交代、2名確保)配置し、11名で管理運営を行います。

②外部監査員(2名)による外部監査を年2回実施します。

○米子産業体育館管理運営体制図



(2) 資格技術者の配置

- ア 防火管理者(常勤職員)、イ ボイラー技師(常勤職員)、
ウ 危険物取扱者(常勤職員)、エ 電気主任技術者(中国電気保安協会に委託)

2 日常の職員配置

標準的な職員配置の考え方

- 施設管理者として原則的に館長を事務室に配置。(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとる)
- 会計事務に精通した職員を事務室に常時配置。
- 受付に常時1名を配置 ○体育指導員を配置

日常の職員配置(例)

配置場所	職員配置の時間帯	職名
事務室	8:30~17:15	館長
事務室・受付・機械室	8:30~17:15	次長
受付・事務室	8:30~17:15	スタッフ

自主事業の実施内容

1. 教室実施計画

(1) 年間スポーツ教室

目 的：スポーツの基本（走る、とぶ、投げる等）の習得や技術の向上を目指すとともに、礼儀やルール・マナーを大切にする姿勢および、最後まで諦めない強い心を身に付けられることを目的とします。

実施内容：ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の提供として幼児期、児童生徒における基礎作りのためのスポーツ教室を開催します。

教室名 (種目)	対象	定員 (人)	期数 (期)	回数 (1期 あたり)	期間	参加料 (月額/円)	指導者
体操・体育	幼児	8	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	施設 職員
体操・体育	小学生 低学年 2コースあり	15	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	施設 職員
体操・体育	小学生 高学年 2コースあり	15	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	施設 職員
新体操	小学生 低学年 コース	15	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	外部 講師
新体操	小学生 高学年 コース	15	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	外部 講師
サッカー	小学生 低学年 2コースあり	20	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	施設 職員
サッカー	小学生 高学年 2コースあり	20	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	施設 職員
女子サッカー	小学生	16	1	40	令和2年4月 から	3,560	施設 職員

					令和3年3月		
レスリング	小学生	12	1	40	令和2年4月 から 令和3年3月	3,560	施設 職員
器械体操	小学生	10	1	80	令和2年4月 から 令和3年3月	5,090	外部 講師

(2) 短期スポーツ教室

目 的：初心者の方を対象に基本技術の習得をめざすとともに、日頃のストレスを発散し、体力の向上を図り楽しく運動ができることを目的とします。

実施内容：ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の提供として成年期からの運動・スポーツ活動の充実のためのスポーツ教室を開催します・

教室名	対象	定員 (人)	期数 (期)	回数 (1期あたり)	期間	参加料 (1期/円)	指導者
バドミントン	大人	16	5	10	令和2年4月 から 令和3年3月	2,030	施設 職員
バウンドテニス	大人	12	5	10	令和2年4月 から 令和3年3月	2,030	施設 職員
卓球	大人	10	5	10	令和2年4月 から 令和3年3月	2,030	施設 職員

(3) 障がいのある児童のスポーツ教室

目 的：障がいのある児童が元気で楽しく日常生活をおくるため、軽スポーツ・ニュースポーツを通してスポーツに親しみ、運動能力の向上を図ることを目的とする。

実施内容：ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の提供として、障がいのある子どもに対する運動機会の提供のための運動教室を開催します。

教室名	対象	定員 (人)	期数 (期)	回数 (1期 あた	期間	参加料 (円)	指導者
-----	----	-----------	-----------	-----------------	----	------------	-----

				り)			
ひまわり	小学生	10	1	8	令和2年10月 から 令和2年12月	無料	施設 職員

ビジター制度の導入

短期スポーツ教室については、ビジター制度を導入します。基本的には10回を1期として行いますが就業または子育て等の理由から単発的にしか参加できない方のため教室開始30分前から先着順とし、定員に達するまで受付します。1回につき300円とし、過去に短期教室に参加した経験者に限ることとします。

各教室において、人事異動により実施変更になる場合がある。

2. イベント計画

○イベント名：館長杯バドミントン大会

目 的：バドミントン教室参加者並びに体育館利用者を主にバドミンントンの試合を通じ親睦を深めるとともに、生涯スポーツの輪を広げることを目的とする。

実施内容：レベル別リーグ戦、トーナメント戦による試合

実施時期：1月予定

収入計画：参加料 500 円

○イベント名：館長杯バウンドテニス大会

目 的：バウンドテニス教室参加者並びに体育館利用者を主にバウンドテニスの試合を通じ親睦を深めるとともに、生涯スポーツの輪を広げることを目的とする。

実施内容：レベル別リーグ戦、トーナメント戦による試合

実施時期：12月予定

収入計画：参加料 500 円

○イベント名：新体操教室発表会

目 的：新体操教室参加者による発表会を開催し、参加生徒の意欲向上を図るとともに1年間の練習の成果を保護者等に見ていただくことを目的とする

実施内容：学年レベル別による演技

実施時期：2月予定

収入計画 : 参加料なし

3. 広告事業

なし

4. 自動販売機設置

実施内容：利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し販売手数料を徴収する。

設置台数：7台

設置者	台数	設置期間
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	2台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
えびす本郷株式会社	2台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
ダイドーウェストベンディング株式会社	2台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
アシード株式会社	1台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日

①ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しない。

②青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しない。

③ゲーム機類は、設置しない。

5. その他

○事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

目 的：一般スポーツ利用だけでなく、スポーツ大会、展示会等のお客さまのニーズも高いことから利便性を考え、コピー・ファクシミリの利用提供をする。

実施内容：お客さまの利便性を考え、コピー・ファクシミリの利用提供を行う。利用料金はコンビニ等の料金を参考に算出。

収入計画：設定料金は下記のとおり。(印刷それぞれについて両面の場合は2倍とする。)

片面印刷1枚につき10円

カラー印刷1枚につき50円

ファクシミリ（送信）1回につき10円

（受信）1枚につき10円

委託・工事の発注状況

選定方法

1. 発注済委託

業務名	業者名	契約期間	契約額 (円)	県内・県 外の別	県外発注 する理由
警備業務	A L S O K 山陰 (株)	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	691,740	県外	営業区域が 鳥取県での 契約権限が 本社 (松江 市)
清掃業務	東亜建物管理 (株)	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	17,568,000	県内	
自動扉保守 点検業務 (扶桑電機 工業製)	山陰エレベ ータ (株)	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	254,736	県内	
自動扉保守 点検業務 (ナブコ製)	ナブコドア (株)	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	990,396	県外	営業区域が 鳥取県での 契約権限が 営業所 (松 江市)
自家用電気工 作物保安管理 業務	(一財) 中国 電気保安協会	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	1,756,799	県外	営業区域が 鳥取県での 契約権限が 営業所 (広 島市)
消防用設備等 保守点検業務	(株) 吉備 総合電設 米子営業所	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	1,811,700	県内	
冷温水機保守 点検業務	荏原冷熱シス テム (株) 中 国営業所	令和 1 年 5 月 17 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	3,404,000	県外	営業区域が 鳥取県での 契約権限が 営業所 (広 島市)
空調用自動制 御機器保守点	島根電工 (株)	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	4,062,600	県外	営業区域が 鳥取県での

検業務					契約権限が 本社（松江市）
塵芥回収処理 業務	（有）淀江清 掃社	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	196,322	県内	
エレベーター 保守点検業務	日本オ／チ ス・エレベーター（株）中国 支店	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	4,216,320	県外	営業区域が 鳥取県での 契約権限が 営業所（広島市）
体育館冷暖房 用空調機、ポンプ保守点検 業務	／ 曾我工業（株）	令和1年5月25日～ 令和6年3月31日	2,975,640	県内	

2. 委託の発注予定（令和2年度追加分）

業務名	発注方法	発注先（県内・県外）	県外発注する理由
吊物設備保守点検	入札により決定	県内	—

3. 工事の発注予定（※すでに予定があれば記載）

業務名	発注方法	発注先（県内・県外）	県外発注する理由
予定なし			

電力の調達方法

契約業者名：中国電力株式会社

契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

契約料金：令和元年10月1日以降使用分

基本料金単価 1,056.00円/kW

電力量料金単価

7月1日から9月30日まで 14.38円/kWh

その他の期間 13.08円/kWh

選定方法：一般競争入札

